

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額（案） 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円
(文部科学省所管)

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、**並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

- (1) 校内通信ネットワーク整備事業
 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備事業
 - 小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

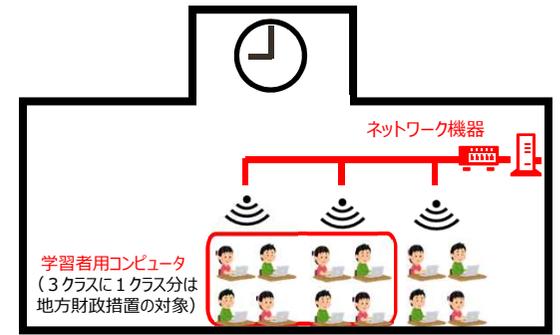
(1) **公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金**
公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

(2) **公立学校情報機器整備費補助金**
公立 交付先：民間団体（執行団体）
補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額（4.5万円）
※国は民間団体に補助金を交付し、市町村は都道府県を通じて民間団体に申請。

(注) 地方公共団体等と共同申請するリース会社等

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた**教員スキル向上などのフォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、**地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画**



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業

制度の主旨

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるために、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備する。

制度の概要

事業名	: 「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業
対象学校種	: 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※市町村は都道府県を通じて国に申請 ※電源キャビネットは義務教育課程のみを対象
交付決定単位	: 設置者（都道府県立学校は都道府県、市区町村立学校は市区町村 など）
算定割合	: 1/2
補助上下限	: 〔上限額〕3,000万円（学校単位） 〔下限額〕400万円（設置者単位）※調整中
算定方法	: 別紙参照
地財措置	: 別紙参照

留意事項

- 本補助金は、「学校施設環境改善交付金」の対象となっていた大規模改造（校内LAN）（※）とは異なり、**新たに創設される国庫補助制度**になります。
※ 校内LANの整備については、平成12年度に大規模改造（校内LAN）として補助メニューが創設され、事業の整理統合の観点から、当該補助メニューは平成30年度限りとなっている。
- 予算執行の各種手続は、文部科学省の窓口を情報教育・外国語教育課が担当し、都道府県教育委員会が域内市区町村の事業の取りまとめを行う、**学校施設環境改善交付金やブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金と同じスキーム**を予定しています。

補助対象機器

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業

○ 校内LAN整備工事

- ・ 新設又は既設の校内LANを整備するために要する経費とする

a. 幹線、支線ケーブル（公共ケーブルからの引き込みを含む。）サーバー、ルーター、ハブ、情報コンセント、ソフト（校内LANとして機能するために最低限必要なものに限る。）等。

※ 校内LAN整備の施設整備と一体として無線APの整備を行う場合、無線APも含めて補助対象とする。

※ センター集約型のネットワーク構成の場合、校内の施設整備のみを補助対象とする。

b. 情報化に対応するため必要となる内部改造工事及び校内LAN整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費

c. 校内LAN設計・調査について、当該事業と一体不可分となる初年度に必要となるネットワークの設計・調査の経費を附帯工事として対象に含む。

※ なお、機器等の接続確認、トラブル対応等は、ICT支援員やICT活用教育アドバイザー等を積極的に活用することにより支援することとする。

○ 電源キャビネット（高速大容量のネットワーク環境整備を実施する学校を対象）整備工事

- ・ 新設又は既設の電源キャビネットを校内の各教室に施設整備と一体として整備するために要する経費とする。

a. 電源キャビネット整備に伴う本工事費

b. 電源キャビネット整備に必要となる内部改造工事及び電源キャビネット整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費

c. 当該事業と一体不可分となる附帯工事

○ 算定範囲は、下限額400万円（設置者単位）、上限額3,000万円（学校単位）とする。※調整中

算定方法

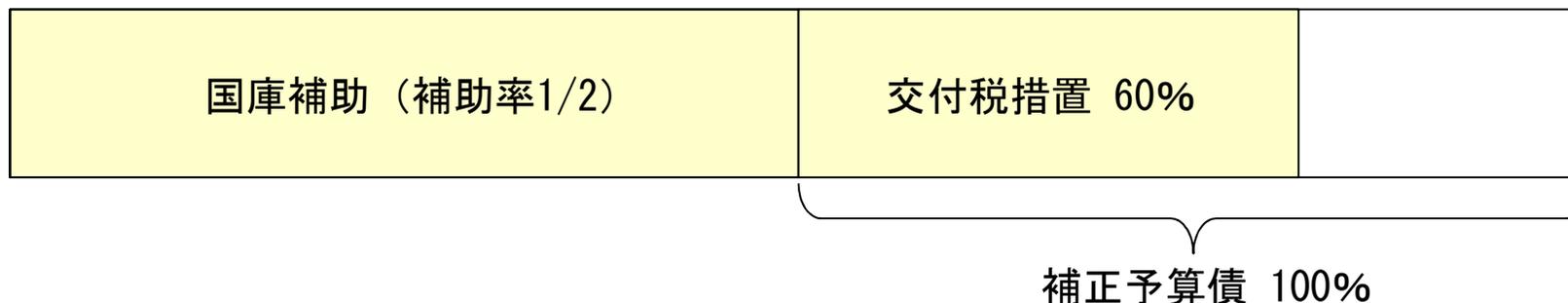
「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業における算定方法は、主に以下を予定しています。

- 校内LAN整備工事、電源キャビネット整備工事毎に設置者単位で、実工事費（設置者の積算額等）とする。

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置について

(1) 令和元年度補正予算の場合

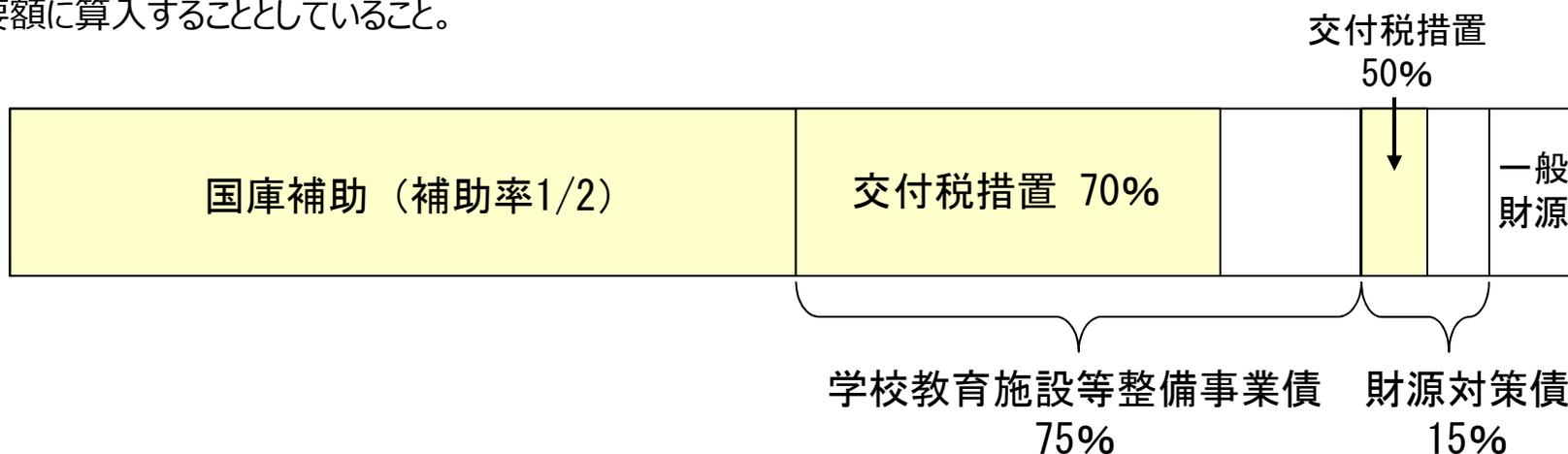
学校教育施設等整備事業債を原則として100%まで充当できることとし、後年度における元利償還金については、その60%を普通交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合

学校教育施設等整備事業債を75%充当することとし、後年度における元利償還金については、その70%を普通交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

さらに、財源対策債を15%充当することとし、後年度における元利償還金については、その50%を普通交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。



「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒 1人1台端末の整備事業

制度の主旨

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるために、高速大容量の通信ネットワークを前提とした児童生徒1人1台端末を整備する。

制度の概要

- 事業名 : 「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業
- 対象学校種 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（※）、特別支援学校（※）
※義務教育課程のみを対象
- 交付決定単位 : 設置者（都道府県立学校は都道府県、市区町村立学校は市区町村 など）
- 算定割合 : 定額（4.5万円） ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付
〔リース方式の場合〕市町村は共同事業者等と、都道府県を通じて民間団体に申請
〔購入の場合〕市町村は都道府県を通じて民間団体に申請
- 補助上下限 : 〔定額〕4.5万円 ※端末単位 **送料の加算額分を特別加算について、対象地域調整中**
- 算定方法 : 実費
- 地財措置 : -
- 補助対象機器 : 地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末を新規に整備又は更新するために要する経費

留意事項

- 本補助金は、国は民間団体に補助金を交付し、各種手続は市町村が都道府県を通じて民間団体に申請する**新たに創設される国庫補助制度**になります。
- 「知見の少ない自治体でも容易な整備」「大量調達となることで、産業界との交渉力の向上」「都道府県による教員研修やICT利活用の推進」等の効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、**都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画を推奨**する。
- 特支、へき地等の学校を優先して採択する。

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- **学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備**
- **指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台**
- **大型提示装置・実物投影機 100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- **超高速インターネット及び無線LAN 100%整備**
- **統合型校務支援システム 100%整備**
- **ICT支援員 4校に1人配置**
- **上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備**

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

財政措置と補助対象のイメージ

財政措置

【国庫補助】

- 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
校内通信ネットワーク整備
- 公立学校情報機器整備費補助金
1人1台端末整備

【地方財政措置】

- 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）
学校のICT環境整備に係るICT機器等の整備

補助対象のイメージ

